

令和8年度第3回福祉のまちづくり推進審議会会議録

■日 時 令和8年8月14日（金曜日）午前10時から午前11時45分まで

■場 所 府中市役所 おもや4階 第1特別会議室

■出席者

<委 員>

久保寺治、高橋史、高橋隆行、田中陽子、中村純子、花岡麻穂子、原田まち子、
比嘉登美枝、菱沼幹男、横倉聡（五十音順・敬称略）

<事務局>

福祉保健部長（佐藤）、福祉保健部次長兼高齢者支援課長（渡邊）、地域福祉推進課
長（三浦）、地域福祉推進課福祉総合相談担当主幹（扇山）、地域福祉推進課長補
佐（土橋）、地域福祉推進課社会福祉係長（塩澤）、地域福祉推進課職員（長谷
川）

<オブザーバー>

生活福祉課長（大沢）、生活福祉課長補佐（荒木）、高齢者支援課長補佐（伊藤）、
介護保険課長（山下）、介護保険課長補佐（齋藤）、障害者福祉課子ども発達支援
センター所長（鈴木）、障害者福祉課長（向山）、障害者福祉課長補佐（江内田）、
健康推進課長（若山）

株式会社生活構造研究所職員（半田、柏木）

■欠席者 阿部真子、野本和久、宮本史、山崎福、若松正子（敬称略）

■傍聴者 0名

■内容

議題

（1）次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画素案について

（2）その他

【事前送付資料】

- (1) 資料 1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(令和 9 年度から令和 14 年度)(案)

【当日配布資料】

- (1) 次第
- (2) 席次表
- (3) 令和 8 年度第 2 回福祉のまちづくり推進審議会議事録修正箇所一覧

1 開 会

(事務局)

皆様おはようございます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から令和8年度第3回「府中市福祉のまちづくり推進審議会」を開会いたします。

始めに、事務局より本日の審議会委員の出席状況についてご連絡申し上げます。本日は、委員15名中10名のご出席をいただいております、出席が過半数に達しておりますので、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条により、会議が有効に成立いたしますことをご報告いたします。

次に本日の審議会についてですが、後日の議事録作成をスムーズに行うため、開催中は録音をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、ご発言の際は挙手をしていただき、お名前をおっしゃってからお話しくださいますようお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

事前送付資料として、「資料1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和9年度から令和14年度）（案）」

また、当日配付資料として、「次第」・「席次表」・「令和8年度第2回福祉のまちづくり推進審議会議事録修正箇所一覧」、また次第には記載がございませんが、追加資料として「次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画に関する委員意見一覧」の4点を配付しております。

資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、以下の進行につきましては、会長にお願いしたく存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開催します。

皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

では、初めに前回の会議録についてですが、委員の皆さんには会議録（案）を事前に送付していますが、事務局に修正等の連絡はありましたか。

（事務局）

はい、会長。前回審議会の会議録につきまして、一度委員の皆様へ送付いたしまして修正のご連絡を頂戴しております。修正箇所については、本日お配りしております「第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会議事録修正箇所一覧」のとおりでございます。

（会長）

ありがとうございます。前回の会議録については、修正があったとのことですので、修正内容について確認いただき、改めて修正がある場合は、この場でご発言をお願いします。

特にないようでしたら、この場を以て確定とし、発言者名を伏せるなどして、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

（会長）

続いて、本日の傍聴について事務局より報告をお願いします。

（事務局）

広報ふちゅうや市ホームページなどで周知を行いましたが、本日の傍聴希望者はありません。以上でございます。

（会長）

ありがとうございます。

傍聴者がいらっしゃらないということですので、このまま進行を進めます。

2 議題

（会長）

それでは、本日の議題にはいります。

まず、議題のかっこ１「次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画素案」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは、議題のかっこ１「次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画素案」についてご説明いたします。資料１をご覧ください。

具体的な説明にはいらせていただく前に、２点ほど資料の修正がございます。

１点目は、１２８ページの相談支援包括化推進員選出部署一覧の下から５番目の生活環境部産業振興課ですが、正しくは、生活環境部産業観光課となります。続いて、２点目は、１４８ページのかっこ２「検討経過」の第４回の日になりますが、令和７年２月２０日（金）となっておりますが、正しくは令和８年２月２０日（金）でございます。お手元の資料の修正をお願いいたします。修正事項は以上となります。

それでは、計画素案の内容について、ご説明いたします。第２回審議会において、計画素案の第１章から第３章までをご説明いたしましたが、本日の審議会では、第１章から第３章までの内容の変更点及び第４章以降の内容についてご説明いたします。

まず始めに、１４ページを御覧ください。

第２章 「本市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題」については、３７ページまで府中市の現状データを記載しておりますが、それぞれの現状データに関する分析を追記したほか、一部を除きデータの最新年度を令和７年度とするよう随時更新しております。

続いて、３８ページを御覧ください。

一般市民調査の結果について、これまでは結果のみお示ししておりましたが、項目（１）地域と近所づきあいから５７ページの（８）府中市の福祉施策まで、市民調査から見えた課題と関連施策を下部に追加しております。関連施策のページ数については、今後追記いたします。

続いて、５９ページを御覧ください。

前計画期間の取組についても、これまで令和５年度までの評価結果を記載しておりましたが、令和７年度までの取組評価を記載する予定です。

なお、令和７年度地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗管理・評価につ

いては、次回の審議会の議題とする予定です。

続きまして、少し飛びまして76ページを御覧ください。

計画の体系図においては、76ページから79ページまでお示ししておりますが、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画においても重点施策と位置付けられており、かつ地域福祉計画においても関連する事業に対して、新たに、「高齢重点」・「障害重点」と追記しております。なお、重層的支援体制整備事業実施計画に関する事業については、見やすさを重視し「★（ほしマーク）」をつけて表現するようにしております。そのほか、新たな事業として、76ページに記載があります基本目標3「いきいきと健康に暮らすための環境づくり」、取組の方針かつこ3「孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援」、施策①「つながりづくり、社会参加への支援」に「孤独・孤立防止の啓発、つながりづくり」を追加しております。

続いて、80ページを御覧ください。

評価指標について、前回の審議会では基本目標ごとに評価指標をお示しましたが、「主観的幸福度の平均点」を地域福祉計画全体の最終アウトカムとして設定し、また、最終アウトカムとして設定した指標を達成するために、基本目標の中間アウトカム、それに紐づく取組の方針ごとの指標と設定する形で修正しております。また、第6章の131ページに「ロジックモデルの考え方に沿った指標設定およびモニタリング」の説明がございますので、そちらも参考にいただければと思います。前回の審議会からの変更点については以上となります。

続いて、第4章から第6章及び資料編までの内容をご説明いたします。

それでは84ページを御覧ください。第4章「基本目標に向けた取組」についてご説明いたします。

なお、今回の内容につきましては、現時点での案でございます。特に取組内容については、現行計画の事業内容や進捗状況、一般市民調査、グループディスカッション等を踏まえ、事務局案として作成しております。地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画では、幅広い分野が関係し、分野横断的な取組が多く含まれます。特に本計画と関連の深い高齢者福祉、障害者福祉、保健・食育に関しては、本計画と同時に各協議会において次期計画策定に向けた検討を進めているため、今後、記載内容が変更となることもございますのでご了承ください。

本日は、この取組内容はまとめずに分けて記載した方がよいのではないかと
か、この事業や取組内容は、こちらの施策に入れた方がよいのではないかと
いったご意見をいただき、改めて庁内で調整を図ってまいりたいと考えて
おりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

すべての事業を詳細にご説明いたしますと時間もかかりますので、
要点を絞ってご説明いたします。

それでは、基本目標１「市民協働で進める地域づくり」、取組の方針（１）
地域福祉活動の促進、施策①「地域福祉を担う人材の育成と支援」、
事業番号１「地域における多様な人材の確保・育成・支援」では、
地域福祉を支える担い手の確保・育成を図るため、ボランティア
センターの活用や民生委員・児童委員活動の支援、関係団体への
支援などに取り組めます。また、高齢者の社会参加や地域活動への
参加を促進するため、福祉分野におけるボランティア活動の推進
についても検討を進めます。

続いて、８５ページを御覧ください。

施策②「地域活動・ボランティア活動の充実」、事業番号２「地域
における見守り・交流機能の強化」では、あらゆる世代や様々な
人が地域でのつながりを保つため、地域における見守り・交流
機能の強化を進めます。

次に、事業番号３「地域における多様な活動の場や居場所づくり」
では、文化センターや地域の拠点を活用しながら、誰もが身近な
地域で参加できる福祉活動の場や居場所づくりを進めます。
これにより、市民同士の交流や支え合いを促進し、地域との
つながりの強化を図ります。

続いて、８６ページを御覧ください。事業番号４「市民の自主活動
への支援」では、市民が主体的に健康づくりや地域活動に
取り組めるよう、活動の場や情報提供などの支援を行います。
あわせて、市民活動団体や地域の支え合い活動を支援し、
地域参加の促進とつながりづくりを進めます。

事業番号５「情報交換の場の拡充」では、地域福祉に関わる
様々な団体や関係機関が情報共有できる場の充実を図ります。
また、福祉エリアを中心に、コミュニティ協議会や自主防災
組織などとの連携を深め、協働による地域づくりを進めます。

続いて、８７ページを御覧ください。

取組の方針かっこ２「多様な主体との協働の推進」、施策①
市民及び企業等との協働

の推進、事業番号 6「市民協働による地域福祉活動の拡充」については、NPO やボランティア団体、大学、事業者など多様な主体との連携・協働を進め、地域福祉活動の拡充を図ります。あわせて、福祉施設や関係機関と地域とのつながりを強化し、地域全体で支え合うまちづくりを推進します。

取組の方針かっこ 3「再犯防止の地域づくり」、施策①再犯防止等の推進（府中市再犯防止推進計画）、事業番号 7「再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり」では、就労や住居の確保、福祉サービスの利用支援などを通じて、犯罪をした者が社会で孤立せず、再び罪を犯すことがないよう支援します。また、保護司会をはじめとする関係機関や団体との連携を強化し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

続いて、89 ページを御覧ください。

基本目標 2「包括的な相談支援体制の推進」、取組の方針かっこ 1「情報提供の充実」、施策①「福祉情報提供体制の充実」、事業番号 8「当事者の視点に立った情報提供体制と情報の取得支援」では、必要な時に必要な福祉情報へたどり着けるよう、分かりやすく利用しやすい情報提供を進めます。また、様々な広報手段を活用し、制度やサービスに関する情報発信の充実を図ります。

続いて、取組の方針かっこ 2「相談支援の充実」、施策①「多様なニーズに対応した相談体制の充実」、事業番号 9「身近な相談機能の充実」では、地域福祉コーディネーターや関係機関と連携し、身近な地域における相談支援体制の充実を図ります。あわせて、当事者や家族に寄り添った相談支援と、介護者（ケアラー）への支援を推進します。

続いて、90 ページを御覧ください。

事業番号 10「福祉の総合相談窓口の充実」では、年齢や属性を問わず福祉に関する相談を受け止め、必要な支援につなぐ福祉総合相談窓口の充実を図ります。

続いて、施策②「包括的に支援する体制の整備」、事業番号 11「地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ等を通じた継続的支援」では、地域福祉コーディネーターを中心に、複雑化・複合化した課題を抱える人への継続的な支援を行います。また、アウトリーチにより必要な支援が届いていない人を把握し、地域との連携のもと適切な支援につなげます。

続いて、９１ページを御覧ください。

事業番号１２「多機関協働による包括的相談支援の推進」では、複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯に対し、関係機関が連携した包括的な相談支援を推進します。あわせて、部門別相談支援センター等との連携を強化し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

続いて、取組の方針かっこ３「関係機関との連携強化」、施策①社会福祉協議会との連携の強化、事業番号１３「地域福祉活動推進事業の支援」では、市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画が両輪となり、連携を図りながら、地域福祉の取組を推進します。

続いて、施策②「医療・介護・福祉・教育などの連携の強化」、事業番号１４「多職種による連携及び協議の場の設置・推進」では、医療・介護・福祉・教育などの関係機関による連携を推進し、包括的な支援体制の充実を図ります。協議の場を活用しながら、地域課題の解決に向けた連携をさらに強化します。

続いて、９２ページを御覧ください。

基本目標３「いきいきと健康に暮らすための環境づくり」、取組の方針かっこ１「心身ともに健康に過ごす支援」、施策①「健康づくりへの支援」、事業番号１５「ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携」及び事業番号１６「健康に関する相談・情報提供の充実」では、医療機関との連携や各種健診の実施により、市民の健康づくりを支援する取組を記載しております。また、こころの健康に関する相談支援や啓発を行い、心身の健康保持・増進を図ります。

続いて、９３ページを御覧ください。

施策②「介護予防の推進」、事業番号１７「自立支援・介護予防・重度化防止のための取組」では、高齢になっても住み慣れた地域で健康に暮らし続けられるよう、介護予防の取組を充実します。また、介護予防サポーターの育成や自主グループの活動支援を行い、地域全体で介護予防を進める体制づくりを進めます。

続いて、取組の方針かっこ２「自立を支えるための支援」、施策①「日常生活への支援」、事業番号１８「住まいのバリアフリー化の支援」、事業番号１９「生活支援の充実」では、高齢者や障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住宅のバリアフリー化への支援や生活支援サービスの充実を進めます。また、ポ

ランティアや地域団体など多様な主体による支え合いを推進し、誰もが地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

続いて、９４ページを御覧ください。

施策②「外出・モビリティ支援」、事業番号２０「現在の外出支援策の拡充」では、誰もが外出しやすい環境づくりを進めるため、鉄道やバスなど既存の公共交通の維持を図るとともに、必要に応じて移動支援サービスの充実を検討します。移動しやすい環境を整えることで、市民の日常生活や社会参加を支援します。

続いて、取組の方針かっこ３「孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援」、施策①「つながりづくり、社会参加への支援」、事業番号２１「就業機会の拡大」では、高齢者、障害のある方、ひとり親などが能力や経験を生かして活躍できるよう、就労機会の拡大を図ります。関係機関や企業と連携し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を進めます。

続いて、９５ページを御覧ください。

事業番号２２「ひきこもりに関する支援」、事業番号２３「孤独・孤立防止の啓発、つながりづくり」では、ひきこもり状態にある方や孤独・孤立を抱える方が社会とのつながりを持てるよう、相談支援や居場所づくりを進めます。また、企業やNPO、福祉関係機関などと連携し、誰ひとり取り残さない地域づくりを推進します。

続いて、取組の方針かっこ４「こころと命を支えあう支援」、施策①「自殺防止に向けた取組」、事業番号２４「自殺総合対策計画に定める取組の推進」では、市で定める自殺総合対策計画の取組内容の推進を図ります。

続いて、９６ページを御覧ください。

基本目標４「誰もが安心して暮らせる仕組みづくり」、取組の方針かっこ１「尊厳をもって自分らしく暮らすための支援」、施策①「成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進（府中市成年後見制度利用促進基本計画）」、事業番号２５「成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進」では、判断に支援が必要な方の権利を守るため、権利擁護の相談支援や成年後見制度の利用促進を進める取組です。今後予定されている制度改正の動向も踏まえながら、地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

続いて、９７ページを御覧ください。

事業番号２６「多様なニーズに対応した意思決定支援のための情報提供及び相談の充実」では、認知症などにより意思決定が困難な方が自らの希望や価値観に基づいて選択できるよう、意思決定支援に関する情報提供や相談支援の充実を図ります。また、障害者総合支援法の改正を踏まえ、本人の意思を尊重した支援が行われるよう取組を進めます。

続いて施策②「虐待防止の推進」、事業番号２７「様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組」では、子ども、高齢者、障害者などへの虐待や暴力を防止するため、相談窓口の周知や早期発見・早期対応の取組を進めます。誰もが安心して暮らせる地域を目指し、虐待を見逃さない地域づくりを推進します。

続いて、取組の方針かっこ２「困難を抱える人への支援」、施策①「生活困窮者への支援」では、生活に困難を抱える方に対し、相談支援をはじめ、就労支援、住居確保、家計改善支援などを行い、自立に向けた支援を進めます。また、子どもの学習・生活支援を通じて、将来に向けた健全な育成ができるよう取組を推進します。

続いて、９８ページを御覧ください。

施策②「住まいに関する支援の充実」、事業番号２９「居住支援の充実」では、高齢者や障害のある方、低所得者など住宅の確保に配慮が必要な方に対し、住まいの確保を支援します。また、住宅部門と福祉部門が連携し、入居後も安心して地域で暮らし続けられるよう支援体制の充実を図ります。

続いて、９９ページを御覧ください。

取組の方針かっこ３「自然災害や犯罪から身を守るための支援」、施策①「地域の防災対策の推進」、事業番号３０「避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化」、１００ページの事業番号３１「地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり」では、高齢者や障害のある方など災害時に支援が必要な方への支援体制を強化するとともに、個別避難計画の作成や福祉避難所の確保を進めます。また、防災に関する意識啓発や地域での支え合いの体制づくりを進めます。

続いて、施策②「地域の防犯対策の推進」、事業番号３２「防犯意識の向上」では、高齢者や子どもなどを犯罪被害から守るため、防犯に関する情報提供や啓発活動を進めます。また、自主防犯パトロール活動などを支援し、地域全体で安全・安心なまちづくりを推進します。

続いて、取組の方針かつこ４「福祉サービスを安心して利用するための支援」、施策①「事業者・事業者団体への支援」、事業番号３３「福祉サービス事業者への運営支援及び指導（生産性向上、経営支援の視点）」では、災害時にも福祉サービスが継続して提供できるよう、事業者のBCP（事業継続計画）策定を支援します。また、事業者への運営支援や指導、第三者評価の活用などを通じて、福祉サービスの質の向上と安定的な提供体制の確保を図ります。

続いて、施策②「多様な人材の確保、育成」、事業番号３４「福祉人材の確保・育成・定着」では、福祉サービスを支える人材の確保・育成・定着を図るため、専門人材への研修や資格取得支援、多様な人材の活躍促進に取り組みます。また、ICTの活用による業務の効率化や負担軽減を進め、安定した福祉サービス提供体制の確保を図ります。

続いて、１０２ページを御覧ください。

基本目標５「福祉のまちづくりの推進」、取組の方針かつこ１「心のバリアフリーの推進」、施策①「互いを理解し、ともに生きる意識の醸成」、事業番号３５「福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成」では、地域には高齢者や障害のある方、子どもなど、多様な人が生活していることへの理解を深めるため、福祉教育や啓発活動を進めます。また、地域共生社会の実現に向けて、支え合いの意識を育み、誰もが地域で共に暮らせる環境づくりを推進します。

続いて、１０３ページを御覧ください。

事業番号３６「多様性の尊重・共生社会の推進」では、年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが互いを尊重し、支え合える地域づくりを進めます。また、心のバリアフリーの普及や合理的配慮に関する理解促進、認知症への理解を深める取組を通じて、共生社会の実現を目指します。

続いて、取組の方針かつこ２「情報のバリアフリーの推進」、施策①「あらゆる人のための情報提供の推進」、事業番号３７「分かりやすく利用しやすい情報提供の推進」では、高齢者や障害のある方、外国人などを含め、誰もが必要な情報を入手できるよう、多様な媒体や手法を活用した情報提供を進めます。また、バリアフリー情報の発信や情報アクセスの向上を図り、情報格差のない環境づくりを推進します。

続いて、１０４ページを御覧ください。

取組の方針かっこ３「物理的なバリアフリーの推進」、施策①「バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進」、事業番号３８「福祉のまちづくり推進事業」では、ユニバーサルデザインの普及を進めるとともに、福祉のまちづくり条例に基づく建築事業者への事前協議や指導を通じてバリアフリー整備の推進を図ります。

続いて、事業番号３９「ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備」から１０５ページの事業番号４１「公園のバリアフリー化の推進」では、公共施設や公園の整備・改修にあたり、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を取り入れた環境整備を進めます。トイレや案内サイン、音声案内の充実や段差解消などを通じて、誰もが安全で利用しやすい公共空間づくりを推進します。

続いて、事業番号４２「移動のバリアフリー化の推進」では、高齢者や障害のある方などが安全かつ円滑に移動できるよう、道路のバリアフリー化や駅・バス停周辺的环境整備を進めます。また、コミュニティバスの運行や福祉移送支援などを通じて、移動しやすい環境づくりを推進します。

続いて、１０６ページを御覧ください。

取組の方針かっこ４「制度のバリアフリーの推進」、施策①「すべての人が参加・参画できる制度の推進」、事業番号４３「社会活動等への参加・参画に対する支援の充実」では、誰もが社会活動に参加・参画できるよう、市民意見を反映する仕組みづくりや当事者の協議会等への参加を促進します。また、アンケートやワークショップなどを通じて福祉ニーズを把握し、当事者の声を生かしたまちづくりを推進します。長くなりましたが、第４章の説明は以上となります。

それでは、１０８ページを御覧ください。第５章「重層的支援体制の構築」について御説明いたします。本章は、社会福祉法第１０６条の５に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付けるものであり、本市における重層的支援体制整備事業の実施内容や推進体制を定めております。近年、ひきこもりや８０５０問題など、一つの制度や相談機関だけでは解決が難しい複雑化・複合化した課題が増えています。本章では、そのような課題に対し、分野や制度の垣根を越えて支援を行うための仕組みを整理しております。

はじめに、１０８ページから１１０ページまで御覧ください。

ここでは、重層的支援体制整備事業の概要を掲載しております。重層的支援体制整備事業は、国が示す事業体系において、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向け

た支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働事業」、「支援プラン作成」の6つの機能を一体的に実施する事業として整理されております。また、本事業は支援を必要とする方や世帯への支援だけでなく、複雑化・複合化した課題に対し、関係機関が連携しながら支援を進めることで、一つの機関だけで課題を抱え込まない「支援者支援」の仕組みとしての役割も担っております。

110ページ下段からは本市の重層事業の考え方をお示ししております、111ページでは本市の重層的支援体制整備事業の全体像をお示ししております。

本市では、11の文化センター圏域を基礎とした福祉エリアを単位として、地域住民や関係団体による支え合いの仕組みづくりを進めております。重層的支援体制整備事業における「地域づくり事業」は、そのような地域での支え合いの基盤を整えていく取組として位置付けております。

しかしながら、地域での支え合いだけでは解決が難しい課題を抱える方や世帯も存在します。そのため、本市では年齢や属性を問わず相談を受け止める包括的相談支援事業を実施しております。既存の相談支援機関に加え、福祉総合相談窓口を入口のひとつとして位置付けることで、制度の狭間にある課題についても幅広く受け止める体制を整えております。

また、本市においても、8050問題やひきこもり、精神疾患を背景とした近隣トラブルなど、一つの制度や一つの部署だけでは解決が難しい複雑化・複合化した課題が増加しております。このようなケースについては、多機関協働事業につなぎ、関係機関のそれぞれの役割を整理しながら支援方針を検討してまいります。その際、本市では、地域福祉コーディネーターを中心として実施している訪問や働きかけなど、本人との関係構築を強みとするアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や、居場所づくりや地域活動への参加など、社会とのつながりづくりを支援する参加支援事業を組み合わせながら支援を行います。

このように、地域づくり、相談支援、多機関協働、アウトリーチ、参加支援を相互に連携させながら、市全体で包括的な支援体制を構築することを目指しております。重層的支援体制整備事業は、地域共生社会を実現するためのひとつの手段であり、本ページの図はその流れを表したものです。

続いて、113ページから126ページを御覧ください。

ここでは、先ほど御説明した重層的支援体制の全体像を構成する各事業について、

本市における実施内容を整理しております。

最後に、１２７ページから１２８ページを御覧ください。

ここでは、重層的支援体制整備事業の推進体制について整理しております。

本市では、重層的支援体制整備事業を推進するため、相談支援包括化推進員を配置しております。相談支援包括化推進員は、１２８ページの一覧表でお示ししておりますように福祉関係部署だけでなく、教育部門などを含む幅広い部署から選任しており、重層的支援体制整備事業を庁内横断的に推進するための体制を構築しております。

実務担当者による相談支援包括化推進会議に加え、課長級職員で構成する代表相談支援包括化推進会議を設置しており、重層的支援体制整備事業の推進に関する課題や方向性について庁内横断的に協議する体制を整えております。第５章の説明は以上となります。

続いて１３０ページを御覧ください。

第６章では計画の評価体制・推進体制について記載しております。

また、Ｐ１３４からは巻末資料となっており、福祉エリアごとのデータや審議会・連携会議での検討経過、用語集を載せる予定です。用語集については、サンプルとしてア行のみ載せておりますが、今後更新していく予定です。事務局からの説明は以上となります。ご確認の程よろしくお願いいたします。

（会長）

はい、ありがとうございました。ただいま議題のかっこ１について、事務局から説明をしていただきました。前回の第２回審議会では、第１章から第３章までの内容について協議をしていただきました。本日は、第４章から第６章まで、計画の後半部分について協議をしていくことになります。前回は体系や理念など、考え方に関する内容が多かったのですが、今回は、特に第４章において、各目標や方針に関する具体的な取組内容が事務局から示されております。それぞれの取組内容に関しまして、委員の皆さんは様々な団体や分野に所属されておりますので、それぞれのお立場から、不足している点などがありましたら、ぜひご意見を賜りたいと思います。

また、後ほど、本日欠席された委員の方から事前にご意見が出ておりますので、事務局からその内容について説明していただきます。

それでは、第４章を中心に、これからご質問やご意見等がありましたら出させていただきますと思います。

なお、ご発言の際には、まず該当ページをお示しいただき、「何ページのどこの部分について」ということが分かるようにご指摘いただいた上で、ご発言をお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

そうは申しまして、内容がかなり膨大でございます。まず私の方から一つ二つ提案をしながら、皆様にもお考えいただければと思います。

例えば、９９ページをご覧くださいければと思います。９９ページの取組の方針（３）「自然災害や犯罪から身を守るための支援」とあります。この自然災害に関しては、例えば、つい先日も熊本県で大きな地震がありました。２０１６年の熊本地震から１０年が経とうとしている中で、再び大変な状況に置かれている方々がいらっしゃいます。

また、昨日も千葉方面で大雨がありました。そうした災害に関することで、９９ページをご覧くださいと、事業番号３０にその取組事業が記載されています。

この取組内容には、本日ご参加いただいている方々の団体に関係する内容も含まれているかと思います。また、避難行動要支援者名簿を作成することや、登録者を増やすことなどが記載されています。

さらに下の方には、福祉避難所を設置することなども記載されていますので、まずはこのあたりからご意見を賜りたいと思います。

（委員）

災害時の避難についてですが、先日新聞で見たところ、やはり在宅避難をしている方が多いとのことでした。全員が避難所に行くことはできないので、「自宅が大丈夫であれば在宅避難をしてください」ということも推奨されています。私の家でも個別避難計画を早速策定しましたが、前提としては在宅避難ということで計画を立てています。

ただ、実際に避難所を開設したときに、避難所に来ていない在宅避難の方や車中避難をしている方の実態が把握できないことが問題になっているようです。今後も、在

宅避難や車中避難をする方は必ず多くいらっしゃると思いますので、その方たちの情報を集める仕組みが必要だと思います。

避難所に行かなくても、「ここで避難しています」ということを本人が表明できたり、その情報を集めたりする仕組みを考えておかないと、実態が把握できないのではないかと思います。私たちも、障害のある家族を抱えていると、どう考えても避難所には行けないということがあります。そのため、在宅避難など避難所にいない避難者の情報を集める仕組みを、ぜひ考えていただきたいと思います。

（会長）

はい、ありがとうございました。ここでは、従前から避難行動要支援者名簿を作成することとされていますが、実際には、今おっしゃられたとおり、多くの方が避難所ではなく、ご自宅で、あるいは車中泊などで避難されることもあると思います。

また、障害のある方を抱えるご家族など、避難所へ行くことが難しい方々もいらっしゃいますので、そうした点も踏まえて検討し、把握していく必要があるということだと思います。

（委員）

追加で発言してしまい申し訳ありませんが、個別避難計画を策定するときに、例えば「ここに避難しています」という情報を、近所の動ける方に避難所へ伝えてもらうような方法も考えられると思います。本人が避難所へ行けなくても、情報を集約している場所へ届けてもらう支援について、ご近所の方にあらかじめ知っていただくということです。名簿上の援護者、つまり援護してくれる人を見つけることはかなりハードルが高いと思います。ただ、そもそもその方自身を直接助けるということだけではなく、例えば情報を届けたり、物資を届けたりする支援であれば、専門性がなくても、顔見知りの方であればできる部分もあると思います。そうしたつながりを個別避難計画の中に落とし込んでいければ、支援の幅が広がるのではないかと考えています。

（会長）

そうすると、行政が直接把握するというよりも、例えば民生委員さんや町内会・自治会会員の中で、日頃から関係がある方が声掛けをしていくというようなことでしょうか。民生委員さんのお立場ではいかがでしょうか。

(委員)

災害時には、民生委員は避難行動要支援者名簿を持って、独居の方や障害のある方、高齢者世帯などを把握しています。

ただし、登録されていればその名簿に載っていますが、登録されていない方は見守りの対象にできません。そのため、訪問した際には、「名簿に載っていない方に対しては、まずはご近所の方と助け合いをしてください」というお話をしています。今回の計画には、避難行動要支援者名簿の周知を図り、登録者を増やすと記載されていますが、それはぜひ進めていただきたいことです。訪問すると、本当に名簿に載っていない方が多く、その方々のことがとても心配ですから、この点については、ぜひ記載していただき、登録者を増やす取組を進めていただきたいと思っております。

(会長)

かなり個人情報を含むものではありますが、できるだけ事前に登録者の名簿を把握しておくことが必要だということですね。町内会や自治会においても、そうした情報を把握できていれば、声掛けができるということでしょうか。自治会連合会のお立場では、この点についていかがでしょうか。

(委員)

自治会連合会の立場から申し上げます。この計画の内容を拝見すると、非常に幅広い範囲に及んでおりますが、具体的にどのように進めていくのかという段階になると、今、他の委員が具体的にお話しされたような悩みが多く出てくると思います。

現在の記載では、「支援する」、「検討する」といった内容になっていますが、実際に具体化していくと、より細かい課題がたくさん出てきて、行政としても、これはどう対応するのかという話に当然なってくると思います。そのためには、市民協働により、本当に根本的なところから解決していかないと、せっかく立派な計画であっても、実効性を持たせることが難しくなってしまうのではないかと思います。これをさらに掘り下げていくと、どの段階で掘り下げるのかは分かりませんが、具体的な場面ごとに、「この場合はどうするのか」、「あの場合はどうするのか」ということが出てく

と思います。自治会連合会としても、先ほどの避難行動要支援者名簿については、申請されている方については確かに把握しています。

ところが、申請されていない方については把握できません。それは、先ほど申し上げたように個人情報の問題があるためで、それ以上のことは行政もできませんし、私たちもできないということで、非常に難しい場面に突き当たってしまうところがございます。具体的に申し上げますと、私は自治会長を務めておりますが、年齢的には要支援者名簿に該当する年齢になっております。

しかし、自分自身が助けに行かなければならない立場でもありますので、名簿に載ってしまうと、助けに行く側なのか、助けてもらう側なのかという悩みも出てきます。そのため、私自身は申請しておりません。そういう方もいらっしゃると思います。そうしたことを踏まえると、具体的にどうするのかという段階では、追加したほうがよいこと、検討した方がよいことがたくさん出てくるのではないかと思います。

（会長）

ありがとうございました。計画には記載があるものの、実際には様々な課題があるということだと思います。

また、避難所を開設する学校についても、先生方だけで開設するわけではなく、誰がどのように開設するのかという問題があります。学校をあげて避難所を開設することもあるかと思いますし、また、99ページ下段には福祉避難所を開設するとあります。この点について、施設側では現在どのような取組をされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

（委員）

福祉避難所として位置付けられているという認識はしておりますが、その先の具体的な部分については、現在も検討中であると認識しています。今後、行政からの連絡等を踏まえ、施設としてどの程度まで対応できるのかを確認しながら、詰めていくことになるのではないかと考えています。

（会長）

ありがとうございました。そうしますと、かなり具体的な事項については、今後、実際に検討していかなければならないということだと思います。まずは、計画に記載

されている避難行動要支援者名簿について、できるだけ広く作成し、従前から対応を進めていくことが求められるのではないかと思います。

(委員)

福祉避難所については、１１圏域の文化センターがまず福祉避難所として位置付けられているはずです。

ところが、場所によっては水没する場所があるほか、がけ崩れの危険性があるため、福祉避難所としてはあがっているものの、実際には使えないというところもございます。

そのあたりを早く解決しなければいけないということは、もう１０年も前から願っているところですが、なかなか解決の目途が立っていない状況もあります。私は西府圏域に属しておりますが、西府の自主防災連絡会では、府中第十中学校を避難場所とし、福祉避難場所については、畳が敷いてある道場を使うこととしています。体育館は２階にあり、階段を上がらなければならないため、足の悪い方や障害のある方は入れないことが想定されます。そのため、道場を開放していただき、そこを福祉避難場所とする方針で、学校長や地域福祉コーディネーターにも入っていただき、実施に向けた新しい仕様を検討しているところです。

各町内会においても、実際にそのような防災組織があります。自主防災連絡会については、中学校区、つまり各圏域で作りましょうということが、市長の前々回の公約であり、それに基づいて皆さん動いてくださっていると思います。現状では、６圏域までは自主防災連絡会が発足しています。残り５圏域については、色々な事情があって、まだ発足していないというのが現状です。防災危機管理本部の方でも一生懸命お願いをして、何とか早くということで進めているところですが、地域との関係もあり、さまざまな事情から、なかなか発足できない部分もあるという状況でございます。以上です。

(会長)

ありがとうございました。９９ページに記載されている内容について、さらに地域の中で自主防災連絡会などの取組も含めて考えていく必要があるというご発言をいただきました。そこまで計画に記載できるかどうかは分かりませんが、もう少しきめ細かさが出るような記載にできるとよいのではないかと思います。

(事務局)

福祉避難所の関係で、若干補足して説明をさせていただきたいと思います。

現在の計画の中にある福祉避難所につきましては、市内の特別養護老人ホームをはじめとした介護施設等と災害協定を締結しており、そちらを福祉避難所として位置付けているものでございます。

今、委員からお話をいただきましたが、その部分につきましては、あくまでも一次避難所である文化センターや体育館などに避難してきた方のうち、高齢者や障害のある方が他の方と同じ広い場所で過ごすことが難しい場合に、施設内の別室などを活用して、高齢者の方に過ごしていただくエリアや、障害のある方に過ごしていただくエリアを設ける、いわゆる福祉スペースという切り分けになるものと理解しております。

従いまして、ここでいう福祉避難所は、介護施設等と協定を締結している避難所という位置付けになります。この点につきましても、先ほど委員からご意見がありましたとおり、福祉避難所の開設・運営について、いざ災害が発生したときにどのように開設し、運営していくのかというところを、遅ればせながらではありますが、現在、大至急、体制整備に向けて検討しているところでございます。

市民の皆様に対しては、福祉避難所と、避難所内に設ける福祉スペースとの違いについて、周知が十分に行き届いていない部分があると思います。本日いただいたご意見を踏まえ、この点も課題の一つとして認識し、しっかりと体制整備に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。福祉避難所について、現在色々と検討されているということで、大変心強く感じました。99ページ下段の福祉避難所については、今後の重要なキーワードになると思いますので、巻末の用語説明のところでも触れていただければと思います。

(委員)

福祉避難所についてですが、現在の仕組みでは、まず一次避難所へ行き、そこで避難生活が困難な高齢者や障害のある方を、別の福祉避難所へ移すという二段階になっていると思います。

しかし、一次避難所で避難生活を送ることが困難な障害のある方や高齢の方は、そもそも移動自体が困難な場合が多いと思います。

そのため、本当に福祉避難所に行く必要がある方については、最初から福祉避難所へ避難できる形が一番現実的ではないかと思います。一次避難所へ行ってから、そこでは難しいので別の場所へ移動してくださいということは、動ける人にとっては簡単に思えるかもしれませんが、その方たちを移動させることは非常に大変です。場合によっては、不可能に近いと思います。その点を踏まえて、福祉避難所の在り方を考えていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。今、委員から貴重なご意見をいただきましたので、それを踏まえて、今後検討していただきたいと思います。

(委員)

この中で、避難行動要支援者支援体制の強化という項目があります。

私自身、府中市赤十字奉仕団に入っており、奉仕団でも防災に関する取組を非常に進めておりますので、この支援体制の中に、自主防災組織や自治会・町会等とともに府中市赤十字奉仕団も入れていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

もう一点、各学校の避難所についてです。私は是政に住んでおりますので、府中第八小学校が避難所になっております。避難所の防災会議に出ているのですが、非常に活発な意見が出ており、障害者の部屋、高齢者の避難場所、妊婦の方のための場所など、校内で分けて設けることがきちんと検討されています。学校内でそのような工夫をしている例もありますので、避難所の中でも、徐々に各学校がそうした形で進めていけるのではないかと思います。そのあたりもご理解いただきながら、避難所運営について考えていければよいのではないかと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございました。今、委員からご意見をいただきましたので、必要に応じて文章を修正していただくことになるかと思います。また、各学校によって取組状況が異なっているということもあるのかもしれませんが、その点については、でき

るだけ均一にして、よりよい方向に進めていただければよいのではないかと思います。

まずは、熊本の地震のことも含めまして、９９ページに関連して、皆さんからご意見をいただきました。このような形で、本日すべての事業番号１から４３までを一つずつ確認することは難しいと思いますが、「この部分はぜひ」というところがありましたら、引き続きご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

（委員）

今の防災のところで、９９ページに加筆するかどうかということを考えると、例えば「地域の防災訓練の実施支援」のようなものがあってもよいのではないかと思います。防災訓練を実施する際、元気な方は参加できますが、高齢者や障害のある方はなかなか参加できないということがあります。例えば５５ページには、災害に備えて地域で取り組むとよいと思うものとして、「災害時に支援が必要な人を把握しておくこと」が３割程度あがっています。これは名簿に登録するというだけでなく、地域の中で誰がどこにいるかを知っているかどうかという話でもありますので、防災訓練などを通じて把握していくことが大事だと思います。実際に、訓練に参加することが難しい方に対して、物資の運搬訓練を行っている地域もあります。水や食料を地域の方がお届けに行くという取組です。

例えば、エレベーターを使わずに届けるなどの訓練を行うことで、どこに誰が住んでいるかを把握することにもつながります。そうした防災訓練や避難訓練の実施支援のような内容が入ってくると、もう少し具体的に取組が進むのではないかと思いますし、実際に取り組んでいる地域もあるのではないかと思います。

もう一つ、府中市のホームページを見ると、一次避難所と二次避難所という記載があります。一次避難所は小・中学校と郷土の森総合体育館で、二次避難所は先ほどお話があったように市内文化センターとなっています。一方で、福祉施設は二次避難所としては入っておらず、福祉避難所というところが明記されていない状況でもあります。その意味では、計画に「福祉避難所を確保する」と記載されているのは、現在明確になっていない部分を明確にしていくということなのかもしれないと思いますので、福祉避難所という考え方はぜひ大事にしていきたいと思います。

また、福祉避難所については、受入対象者を限定することができるとされています。つまり、誰でも受け入れるということではなく、あらかじめ「この方たちを限定して受け入れることができます」と明示することができるとのことです。

具体的には、まずは施設の利用者やそのご家族の避難を想定し、その上で、その施設の圏域で受け入れるべき方がいないかどうかを、個別避難計画などを作成する中で見ていくことになると思います。手間はかかることだと思いますが、そうした過程を通じて地域の関係性をつくっていくことは、災害時だけでなく、日頃からの地域づくりにもつながるのではないかと思います。少し長くなりましたが、以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。一次避難所、二次避難所、福祉避難所の関係や、日頃から防災訓練などを通じて顔の見える関係を作っておくことが必要ではないかというご意見をいただきました。そのあたりについても、99ページに方策を含めた記載ができるとよいと思います。また、福祉避難所については今後重要なキーワードになっていくと思いますので、その後の説明もあってよいのではないかというご意見をいただきました。ありがとうございました。

一つ一つ深掘りすると、かなり多くの課題が見えてくると思います。現在、事業番号1から43までを見ておりますが、ほかにご意見はいかがでしょうか。

(委員)

視覚障害という観点から注目したいところは、やはり「情報のバリアフリー」と「移動の円滑化」に関する事業です。

どの事業番号に当たるのかすぐには見つけられなかったのですが、情報のバリアフリーについては、視覚障害のある人に情報を提供する方法として、点字、録音、インターネット、スマートフォンなど、色々な方法があります。情報を提供する側については、様々な方法が研究され、発信されていますが、それを受け取る側、特に中途視覚障害の方の場合、制度がよく分からなかったり、インターネットで受け取るといっても、音声によるスクリーンリーダーの使い方が分からなかったりすることがあります。そのため、当事者が情報を受け取ることがなかなかできないという状況が多くあると思います。当事者への支援としては、現在、点字の教室などもありますが、中高年以降に途中で視覚障害になった方の場合、点字を覚えるのは難しいということもあ

ります。一番利用しやすいのは、やはりスマートフォンやパソコンを使ったＩＴ支援だと思います。

視覚障害者向けのスマートフォン講習会については、数年前から地域生活支援センター「みーな」でも実施していただいていると思いますが、年１回程度で、参加者も限られています。普段から、少し困ったときに相談できるところがなかなかなく、先に進められないという状況があると感じています。計画の中に掲載されているかどうかは分かりませんが、読書バリアフリーとも関連しますので、中央図書館のハンディキャップサービスと結び付けて、スマートフォン講習や相談ができるようになると、利用しやすいのではないかと思います。ぜひ、図書館のハンディキャップサービスの中で、視覚障害のある当事者に対する情報支援もできるようにしていただきたいと思います。現在は、図書館で本を借りたり、様々なアプリを使って災害情報を含む情報を取得したりすることができますが、その方法を当事者に誰がどこで伝えているのかが分からないということが、当事者の方々の現状だと思います。

もう一つ、移動の円滑化についてです。移動の円滑化というと、どうしても公共交通機関、つまりバスや電車の利用をイメージしがちですが、私たちの場合、まず自宅からバス停まで行く経路や、駅に着いた後に買い物をする、そこから動き回るといった場面で、一人では動きにくいことがあります。そのようなときに同行援護サービスを使うのですが、府中市に限らず、同行援護のガイドヘルパーが不足している地域が多くあります。府中市でも、現在府中市社会福祉協議会が実施している同行援護事業が今年度限りで終了し、来年度以降、どの事業者が引き継ぐのかを探している状態だと聞いています。また、事業者が少ないだけでなく、同行援護のガイドヘルパーを養成しているところも、現在、府中市内にはない状況です。視覚障害のある方の中には、ガイドヘルパーを利用して、歩きたい、自由に外出したいという方が多くおり、不安を抱えている方もたくさんいます。そのため、同行援護のガイドヘルパー養成についても、計画の中で言及していただきたいと思います。以上です。

（会長）

ありがとうございました。今、委員からご意見をいただきました。まず、最後にお話のあった移動に関しては、１０５ページの事業番号４２「移動のバリアフリー化の推進」のところに関係する内容だと思いますので、そちらについてもう少し検討する必要があるかと思います。

また、情報に関しては、８９ページの事業番号８「当事者の視点に立った情報提供体制と情報の取得支援」、あるいは１０３ページの事業番号３７「分かりやすく利用しやすい情報提供の推進」に関係する内容かと思います。

したがって、委員のご意見については、事業番号８、３７、４２あたりを中心に、少し検討していくことになるかと思います。委員から視覚障害の観点でご意見をいただきましたが、聴覚障害のある方の観点では、同じような課題があるのか、あるいは聴覚障害ならではの情報取得に関する課題があるのかについても、伺いできればと思います。

（委員）

聴覚障害の観点から申し上げますと、例えば公園などで防災放送がありますが、聴覚障害者にはそのような音が聞こえません。そのため、何が起きているのか分からないことがあります。やはり、字幕や文字情報など、音声以外で情報を伝える方法を考えていただけると、聴覚障害者にとっても助かると思います。以上です。

（会長）

ありがとうございました。そうしますと、事業番号としては、８９ページの事業番号８「当事者の視点に立った情報提供体制と情報の取得支援」、または１０３ページの事業番号３７「分かりやすく利用しやすい情報提供の推進」に関係する内容かと思います。

情報提供に関しましては、文字情報など、音声以外の方法も含め、もう少しきめ細かい情報提供を行うことについて、検討する必要があるというご意見をいただきました。この点について、計画の文言にどこまで反映できるかは分かりませんが、今後検討していく必要があるものと受け止めました。ありがとうございました。

ここまで、情報提供の部分について、複数のご意見をいただきました。ここで、本日欠席されている委員からも、今回の計画案に関してご意見をいただいていると伺っておりますので、差し支えなければ、事務局からその内容についてご報告いただければと思います。いかがでしょうか。

（事務局）

次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画に関する委員意見一覧をご覧ください。

本日欠席の委員より4件のご意見・ご要望等をいただいております。その中で、今回の計画案について修正や追記を検討している部分が2点ございますので、説明させていただきます。

まず、91ページをご覧ください。

事業番号14「多職種による連携及び協議の場の設置・推進」についてです。

こちらについては、施策の中に「教育」という言葉が入っている一方で、教育に関する連携の取組や協議の場の具体例の記載がなく、想像しにくいというご意見をいただいております。

この点につきましては、右側の記載内容のうち、医療的ケア児支援推進連携会議において、地域で安心して生活できる体制を整備するため、地域の保健、医療、障害福祉、教育、子育て等の関係機関が連携し、地域課題に対して継続的に情報共有や意見交換を行っておりますので、その旨を追記したいと考えております。

2点目は、99ページをご覧ください。

事業番号30「避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化」についてです。先ほども議題になりましたが、取組の二つ目「避難所の課題の精査及び対応の検討」の内容の冒頭に「学校及び地域が主体となり」と記載があります。この点について、委員から、災害時は市の初動班が先に動いてこそ地域や学校が追従していくものと考えているため、「学校及び地域が主体となり」という表現には少し違和感がある、というご意見をいただいております。

また、あわせて、「学校及び地域と協力し」または「学校及び地域と連携し」という表現に変えてはどうか、というご提案をいただいております。

この点につきましては、委員のおっしゃるとおり、避難所開設に当たっては、市の初動班による対応が先となります。学校や地域が単独で主体となって避難所を開設することを意図したものではございません。

一方で、市では、自主防災連絡会を通じて、地域との連携や、学校、地域、市の初動班による避難所開設訓練などを実施し、避難所運営における協力体制の構築も進めております。本記載は、そのような連携の中で、避難所開設や運営に協力して取り組む学校を増やしていく趣旨で記載したものです。しかし、ご指摘のとおり、「学校及び地域が主体となり」という表現については、避難所開設の主体について誤解を招く可

能性がございます。そのため、「学校及び地域と連携し」など、趣旨がより適切に伝わる表現に修正したいと考えております。以上です。

（会長）

はい、ただいま、お手元の委員意見一覧に基づき、

委員からの主なご意見について説明していただきました。今ご説明いただいた内容を踏まえますと、先ほどの議論についても、少し納得感が出てきたのではないかと思います。

さて、時間につきましては午前１１時３０分ごろまでと申し上げておりましたが、もう少しお時間をいただきたいと思います。残りの時間で、もう少し検討を進めたいと思います。

まず、地域福祉の分野に詳しい委員から、何か追加で検討した方がよい点がございましたら、ご提示いただければと思います。

（委員）

皆さんの意見を伺うというよりも、私が気付いたところを申しあげさせていただきます。

まず、７４ページについてです。これは前回の審議会の際に、気付けばよかったのですが、７４ページの中央にある（２）「包括的な相談支援体制の推進」の説明文の３行目に「包括的な支援体制の整備を進めます」とあります。また、これに関連する箇所として、８９ページにも同じ文章があります。

細かいことですが、「包括的な支援体制」とすると、相談支援だけではなく、参加支援や地域づくりに向けた支援なども含む意味合いになります。

ここで言いたい内容は、包括的な相談支援体制の整備という意味だと思いますので、７４ページと８９ページについては、「包括的な相談支援体制の整備を進めます」とした方がよいのではないかと思います。包括的な相談支援体制と、いわゆる重層的支援体制とは少し意味合いが異なりますので、この点について修正をご検討いただければと思います。

次に、少し細かい点ですが、あわせて重層的支援体制整備事業に関連して申し上げます。１１０ページのローマ数字のⅢ、「地域づくりに向けた支援」の３つ目の段落に

についてです。「地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る」という文章の次に、「多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合う」といった記載がありますが、ここは地域づくりの担い手だけに限らないのではないかと思います。おそらく、この章で想定している関係者全体を指しているのだと思います。実際には、個別の支援を行っている人たちも一緒に参加していくという意味合いが大事だと思いますので、例えば「多様な人々が出会い、学び合うプラットフォームを促進する」といった表現でもよいのではないかと思います。

次に、少し戻りまして、91ページについてです。91ページについては二つあります。まず一つ目は、事業番号12についてです。取組の一番上に「福祉課題の共有」と記載されています。ただ、内容欄では「福祉課題の共有と解決のため」となっています。福祉課題を共有する場はいろいろありますが、共有しただけで終わってしまうことも多いので、解決に向けて話し合っていく場も大事にしていきたいと思います。そのため、取組名についても、内容欄と合わせて「福祉課題の共有・解決」といった表現にさせていただくことが可能であればよいのではないかと思います。ただ、その内容をどの会議体で検討するのかが分かるとよいと思います。重層的支援体制整備事業の会議体を活用するのか、場合によっては別の会議体を設けるのかということです。

例えば、大阪府豊中市などでは、別の会議体を設けている例もあります。課題が出てきたときに、「それは教育課題である」などと分野ごとに整理されて終わってしまうことが多いと思いますので、そうならないようにすることが大切だと思います。現場の方が感じた課題をそこに挙げれば、解決に向けた検討が進むという形になるとよいと思いますので、それを重層的支援体制整備事業に位置付けるのかどうかについて、検討していただきたいと思います。

もう一点、事業番号12について申し上げます。可能であれば、事業番号12の取組の中に、「相談支援包括化推進員の配置」のような内容を入れてもよいのではないかと考えています。関連する記載として、例えば110ページの下の方に、各部門に実務者である相談支援包括化推進員を幅広く配置するという記載があります。

また、118ページには、相談支援包括化推進員に加えて、代表相談支援包括化推進員も参加するということが、さらに詳しく記載されています。127ページから128ページには、その方々がどの部署の方なのかも示されており、これは他の自治体ではなかなか見られない、非常によい取組だと思います。ただ、その点が少し目立た

ないように感じました。ぜひ、取組の中に相談支援包括化推進員の配置を入れて、もう少し強調してもよいのではないかと思います。

他の自治体では、同様の仕組みがあっても配置人数が限られていることが多い中で、府中市では各部署に配置し、さらに代表相談支援包括化推進員も設置しているという点は、かなり力を入れて取り組んでいる部分だと思います。この点については、遠慮せずにもう少しアピールしていただいてもよいのではないかと思います。長くなりましたが、以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。色々と重要なご指摘をいただきました。

最後にお話しいただいた相談支援包括化推進員については、第5章や第6章に記載はありますが、他自治体と比べても、庁内全体を挙げて取り組んでいる点は大きな特徴であり、もう少し前面に出してもよいのではないかとのご意見だったと思います。

例えば、事業番号の中に位置付けることや、巻末の用語説明に入れることなども考えられるのではないかとのご提案でした。そのほかにもいくつかご提案をいただきましたので、今後、事務局において検討していただきたいと思います。文言の整理についても、よろしくお願いいたします。本当に駆け足になってしまいますが、次回は総合的なまとめになってまいりますので、時間が限られている中ではありますが、最後に「ここはぜひ」というご意見がありましたら、お聞きしたいと思います。

今回の計画全体では、社会福祉協議会の計画との連携や、地域福祉コーディネーターの取組、文化センター圏域での展開なども重要な要素として含まれております。

せっかくですので、急に振って申し訳ありませんが、何か一言ございましたらお願いいたします。

(委員)

お時間も限られているところ恐縮ですが、細かい点で一つ確認させていただきたいと思います。91ページの事業番号12についてです。「相談窓口の連携強化」と「部門別相談支援センターとの連携強化」という表記がありますが、この二つの表現を分けていることに何か意味があるのか、少し分かりにくいと感じました。

例えば、下の記載では地域生活支援センターが入っていないようにも見えますので、そこに何か意図があるのかどうか気になりました。また、相談窓口と部門別相談支援センターという表現は、同じような趣旨であれば、表記をそろえてもよいのではないかと思います。

（事務局）

はい、会長。

今改めて拝見しますと、似たような文言が重なっているところもあります。また、地域生活支援センターを意図的に外したということではございませんので、もう一度このあたりの記載内容を整理させていただきたいと思います。以上です。

（会長）

はい、ありがとうございました。その他にございましたらお願いします。

例えば、８７ページの事業番号７は再犯防止に関する内容になりますので、保護司会のお立場から、何かご意見がございましたらお願いいたします。特になければもちろん結構です。

（委員）

８７ページから８８ページあたりについてですが、私自身の勉強不足もありますが、この地域福祉計画。福祉のまちづくり推進計画の中に府中市再犯防止推進計画が含まれているということは承知しておりました。ただ、文言としてはさらっと記載されているため、市民の皆さんには、府中市再犯防止推進計画がどのようなものなのか分かりにくいのではないかと思います。

再犯防止推進計画の中には、就労支援をはじめ、さまざまな内容が含まれていると思いますが、そのあたりがこの記載だけでは分かりにくいので、どこかの段階で再犯防止推進計画を資料として提示していただければと思います。

資料や説明があった方が、一般の市民の方々にもご理解いただきやすいのではないかと思います。

（委員）

最後に一点だけ申し上げます。今回の計画に関係するかどうか分かりませんが、相談窓口や相談支援体制など、仕組みはたくさん整えられている一方で、相談する人に

としては、どこの窓口に行けばよいのか分からないという声が、今でも出てくると思っています。私自身の経験として、最近、訪問診療を利用し始めた際に、医療のことで心配なことがあれば、24時間365日いつでも電話してくださいと言っていたきました。それだけでも、いつでも相談できるのだという安心感がありました。

とはいえ、実際に電話をするときには、こんなことを今お医者さんに相談してよいのだろうかと思いながら電話をしました。しかし、その相談の電話では、最後に必ず「お電話ありがとうございました」と言ってくださいます。相談する側としては、こんなことで相談してよかったのだろうか、申し訳なかったのではないかと思います。電話することがありますが、最後に「ありがとうございました」と言っていたけると、相談してよかったのだと思えます。相談を受ける側としては、「相談してくれてありがとうございます」という気持ちを持ち、それを伝えていくことが、相談しやすい環境づくりにつながるのではないかと、体験を通じて感じましたので、ご紹介させていただきました。

(会長)

ありがとうございました。

相談窓口については、今回の事業番号では、事業番号10「福祉の総合相談窓口の充実」に関する内容かと思えます。どこに相談してよいかわからない場合でも、まずは福祉総合相談窓口に相談していただければよいという趣旨の事業だと思います。

また、今お話しいただいたように、相談を受ける側が最後に「お電話いただきありがとうございます」と伝えるなど、相談者が「相談してよかった」と思えるような対応は、細かいことではありますが、とても大切なことだと思います。そのようなことも含めて、福祉総合相談窓口のさらなる充実・強化を図っていくことが必要であり、職員の対応についても徹底していただければと思います。時間も限られておりますので、次回の審議会までの間に、改めてお気付きの点がありましたら、事務局へご連絡いただければと思います。

それでは、議題(1)につきましては、時間を大きく超過しましたが、委員の皆様からご意見をいただき、また、本日ご欠席の委員からのご意見についても確認することができました。続きまして、議題(2)「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、会長。それでは、事務局より１点お知らせがございます。

次回、第４回審議会につきましては、委員の皆様には今週、開催通知を送付させていただいておりますが、９月１１日（金曜日）午前１０時から開催いたします。会場は、本日と同様、府中市役所おもや第１特別会議室となります。事務局からは以上でございます。

３ 閉会

（会長）

ありがとうございました。議題（２）「その他」につきましては、次回、第４回審議会を９月１１日（金）午前１０時から開催するということでございました。

今回は第４回となり、本日いただいた様々なご意見を踏まえて、第４章、第５章、第６章について文言の修正や追記を行い、計画案を概ね固めていくことになると思います。第４回までに若干日数がございますので、本日十分に時間を取ることができなかった中で、事業番号１から４３までのうち、どうしてもこの文言については検討してほしいというご提案がありましたら、事務局までご連絡いただければと思います。

それでは、議題（１）及び議題（２）は終了となります。次回も議論する機会がありますので、最後に何かご連絡等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

特にないようでしたら、本日の議題はすべて終了いたしましたので、令和８年度第３回府中市福祉のまちづくり推進審議会を終了したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

以上